

平成20年8月1日

平成20年度観光圏整備事業に係る 補助金交付の公募開始について

観光立国の実現に向けて、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、国内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞在型観光を促進することが必要であります。

そのため、国土交通省としては、観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに地域の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、地方公共団体や関係団体・企業等をはじめとする幅広い関係者が連携し、民間組織の創意工夫を活かした取り組みについて観光圏整備事業補助制度を創設し、観光圏の形成に向けた支援を行うこととしました。

平成20年度の観光圏整備事業に係る補助金交付の公募は、本日より開始いたしますが、補助事業の実施にあたっては、地域の活性化を総合的かつ一体的に推進する観点から、協議会による連携事業とするなど、要件が定められています。

詳細及び応募書類の提出は、九州運輸局へお願い致します。

〔観光圏整備事業補助制度〕

制度概要

観光圏整備実施計画に係る観光圏整備事業に要する経費の一部を国が補助することにより、観光圏の整備を図り、国内外からの観光客の来訪及び滞在の促進により地域の活性化を推進することを目的とします。

補助対象事業者

観光圏整備法第5条に掲げる法定協議会の代表者（ ）又は協議会と同等の組織の事業者及び広域的な観光振興の実績を有している法人（ ）

補助率等

補助対象経費（個別事業）の上限 40%

補助期間

原則2ヵ年（最大5ヵ年）

20年度予算

2.5億円



〔今後のスケジュール〕

8月 1日：公募開始

8月 29日：公募締め切り

10月 1日：補助金交付決定〔予定〕

- () 補助対象の要件、観光圏整備事業費補助金公募要領及び観光圏整備事業費補助金交付要綱、応募様式等に関する詳細は、国土交通省ホームページからアクセスすれば、入手することができます。

(http://www.mlit.go.jp/kanko/kanko_tk4_000003.html)

同時発表 国土交通省 総合政策局 観光地域振興課

国土交通省 総合政策局 事業統括調整官

< 問い合わせ先 >

九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課 押井、江藤

電話 092 - 472 - 2920

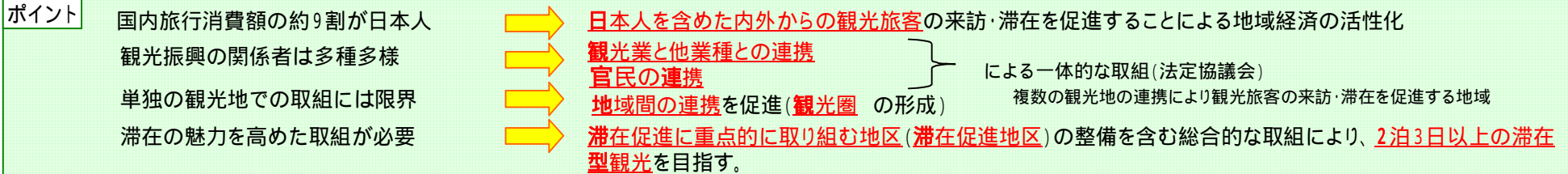
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)

観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を活かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。

施策の背景

観光立国推進基本法の制定(平成18年12月)

「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」による地域の活性化



概要

基本方針：主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定

市町村

都道府県

観光事業者

協議会

農林水産業者

商工業者

NPO

等

観光圏整備計画

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

宿泊



観光資源



交通・移動



案内・情報提供等



「滞在促進地区」：観光旅客の滞在の促進に資する事業を重点的に実施すべき区域を記載

観光圏整備実施計画

事業者が共同して作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

農山漁村活性化法の特例

観光圏整備計画に、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等を記載した場合、交付金の交付が可能

大臣認定

任意だが、認定を受けると以下の支援が受けられる。

国による総合的支援

【大臣認定による特例措置】

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手續緩和の特例 等

【予算等】

- ・予算補助制度の創設
- ・税制優遇措置
- ・財政投融资 等

連携

【ソフト・ハードの連携】

- ・社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮

地域の活性化を通じた観光立国の実現

観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化

観光圏整備のイメージ



地域が連携して行う取組への国の主な支援メニュー

予算(観光圏整備事業費補助)、財投
 宿泊、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取組を支援
 2泊3日以上快適に充実して過ごせる観光圏づくりに向けた地域の取組を活発化し、観光旅客の満足度を向上

ハード面での連携
 社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
 ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

農山漁村活性化法の特例
 観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
 農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実

旅行業法の特例
 ホテル・旅館による旅行業者代理業の特例
 宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

観光旅客のニーズをふまえた取組への支援

効果

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

内外観光客による2泊3日以上
 より長期の滞在を拡大

地域経済の活性化

観光圏整備事業費補助スキームの概要

観光立国の実現に向けて国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏を形成することが必要である。

このため、地方公共団体、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者が連携した地域の活性化の取組を総合的かつ一体的に支援するため観光圏整備事業費補助制度(仮称)を創設し、観光圏の整備を促進する。

補助対象事業者、農林漁業団体、NPO等からなる「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく協議会を設置。

協議会における協議結果に基づき都道府県または市町村が「観光圏整備計画」を作成。

同計画に沿って、観光圏整備事業を行う者が共同で「観光圏整備実施計画」を申請し、国土交通大臣の認定を受ける。

認定を受けた「観光圏整備実施計画」に基づき実施する事業で、観光圏整備事業検討会(第三者委員会)の推薦をうけて国土交通省で補助採択した事業の実施に要する以下の経費を補助する(観光圏整備事業補助制度)。

(1) 宿泊魅力向上事業費

観光圏整備に係る滞在促進区域内等のサービス改善及び向上を図るための宿泊(共用)施設外観整備費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費、従業員研修経費等

(2) 観光圏イベント開発事業費

観光圏整備に係る新規イベント開発に係る専門家派遣等の制度設計費、パンフレット作成費等

(3) 観光圏商品企画開発・販売促進事業費

観光圏整備に係る事業化に向けた事業可能性調査費、統一化されたロゴ等デザイン作成経費、専門家派遣等の制度設計費、地域資源を活用した土産品及び地産地消メニューの開発・販売事業及び起業支援経費、商品販売のための空き店舗活用経費、パンフレット作成経費等

(4) 観光圏体験・交流・学習促進事業費

観光圏整備に係る体験・交流・学習施設の整備・改良経費、体験・交流・学習プログラム商品の企画開発立上げ経費、制度設計費、パンフレット作成経費等

(5) 観光圏人材育成事業費

観光圏整備に係る観光従事者及びガイド等の育成経費(講師等の派遣費、教材作成費)等

(6) 観光圏交通整備事業費

観光圏整備に係る二次交通需要(実証実験)調査費、共通乗車船券の企画開発費、レンタカー活用支援費(多言語カーナビ等)、レンタサイクル活用支援費等

(7) 観光圏情報提供事業費

認定観光圏案内所の開設・運営初期経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営初期経費、案内板の設置費、観光案内標識の整備費等

観光圏内外へアクセスするための公共交通施設整備の経費(鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記整備、外国語対応券売機整備)等

(8) 観光圏モニタリング調査事業費

観光圏内の入り込み客数調査・観光客満足度調査・観光消費額調査費等

(9) 上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業

20年度予算:2.5億円非公共(補助率:個別事業毎に上限40%)